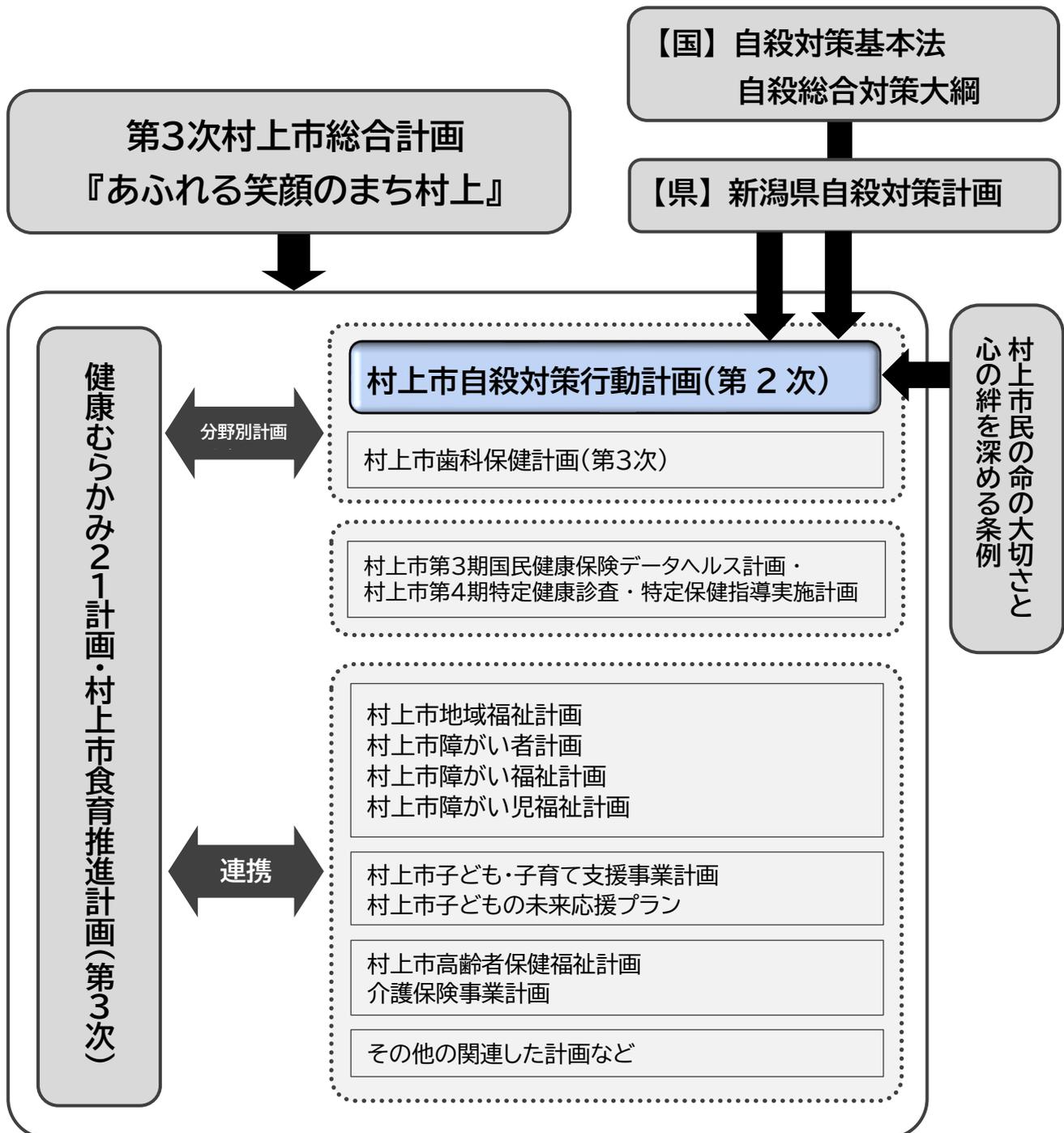


自殺対策行動計画(第2次)骨子案について

1 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例第6条の規定に基づき、本市の状況に応じた自殺対策の推進を図るために策定するものです。

「第3次村上市総合計画」を上位計画とし、本市が目指す健康づくりの基本的な方向性を示す「健康むらかみ21計画・村上市食育推進計画(第3次)」における「うつや不安の軽減」分野を推進するための分野別計画として位置づけられており、関連する各計画と整合性を図り、連携して取組を推進していきます。



2 計画の期間

本計画の基本となる「健康むらかみ21計画・村上市食育推進計画（第3次）」の改定時期と整合性を図るため、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度の6年間とします。

ただし、自殺総合対策大綱の見直しや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて改定を行います。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
国	▶ 現行 自殺総合対策大綱		▶ 次期 自殺総合対策大綱											
新潟県	▶ 新潟県自殺対策計画		▶ 次期 新潟県自殺対策計画 (R7年度～R14年度)											
村上市	▶ 第2次計画		▶ 健康むらかみ21計画・村上市食育推進計画(第3次) (R6年度～R17年度)											
	▶ 村上市自殺対策行動計画		▶ 村上市自殺対策行動計画(第2次) (R7年度～R12年度)						中間評価改定					
			策定						次期計画策定					

3 計画の基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、本市では以下の6点を自殺対策における「基本方針」とします。

- (1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連する他の施策と連携させることで、総合的な対策として展開する
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協同を推進する
- (6) 自殺者などの名誉及び生活の平穩に配慮する

(1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時に、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連する他の施策と連携させることで、総合的な対策として展開する

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

現在、自殺のリスク要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等に対し、様々な関係者や組織等が更に連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要であり、地域共生社会の実現に向けて、「重層的支援体制整備事業」や生活困窮動者自立支援制度等、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動を図る

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援

者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を強力に、かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 自殺対策における実践的な取組と、自殺問題の啓発的な取組とを合わせて推進する

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は周囲の人には理解されにくいのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

自殺を考えている人たちを見守っていけるような地域社会を築くには、あらゆる市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につながるとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含めた広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割を明確化するとともに、関係者同士が連携・協働して取組を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

自殺対策を通じて誰も自殺に追い込まれることのない村上市を目指すには、この地域社会で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

(6) 自殺者などの名誉及び生活の平穏に配慮する

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。」と定められていることを踏まえ、自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識し、自殺対策全般に取り組む必要があります。

4 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むべきとされている「基本施策」と、本市における自殺の実情等を踏まえた「重点施策」、そしてそれ以外の関連する事業をまとめた「生きる支援」で構成します。

自殺総合対策大綱の重点施策に「女性の自殺対策を更に推進する」が新たに盛り込まれたことを踏まえ、本計画の重点施策に「女性の自殺対策の推進」を加え、誰も自殺に追い込まれることのない村上市を目指し、更なる自殺対策の推進を図ります。

基本施策

- ・地域におけるネットワークの強化
- ・自殺支援を支える人材の育成
- ・市民への啓発と周知
- ・生きることの促進要因への支援
- ・児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- ・高齢者の自殺対策の推進
- ・生活困窮者支援と自殺対策の連動
- ・勤務問題に関わる自殺対策の推進
- ・女性の自殺対策の推進

関連の「生きる支援」施策

本市において既に行われている様々な事業を「生きることの包括的な支援」の視点から捉え直し、自殺対策とも連携していけるよう、取組の内容別に分類し、まとめたもの

5 計画の骨子案

<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none">1 計画策定の趣旨2 計画の位置づけ3 計画の期間4 計画の数値目標5 SDGs の取組
<p>第2章 自殺対策行動計画の評価</p> <ol style="list-style-type: none">1 基本施策に関する取組状況と評価2 重点施策に関する取組状況と評価
<p>第3章 村上市の自殺の現状</p> <ol style="list-style-type: none">1 自殺の実態分析にあたって2 村上市の自殺の実態
<p>第4章 自殺対策における取組と関連する生きる支援</p> <ol style="list-style-type: none">1 基本方針2 施策の体系3 基本施策4 重点施策5 「生きる支援」施策
<p>第5章 自殺対策の推進体制</p> <ol style="list-style-type: none">1 自殺対策の推進体制
<p>資料編</p> <p>村上市の命の大切さと心の絆を深める条例／自殺対策基本法／自殺総合対策大綱／ 村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺対策検討委員会名簿／用語解説 等</p>